

相続手続き業務の実際・・・ 新規登録行政書士のために (前号に続く)

中野支部
戸口つとむ(勤)

7. 行政書士が知るべき相続手続きの最低限の知識

行政書士が相続手続き業務を取り扱う上での最低限の法律知識を初級、中級、上級に分けて列挙した。一応、三段階に分けたので自分の相続に対する知識の確認の為に使用して、もし、わからない事項があったのなら支部の先輩達にきちっと指導を受けて理解して欲しいと願う。

(初級)「印鑑証明書は何部取ればよいか(ケースバイケースの解答は不可、具体的に)」「遺産分割協議書添付の印鑑証明書の有効期限は(三か月ではない)」「遺産分割協議書は何通作成すべきか」「遺産分割協議書に捺印をもらう時に必ず捺印をもらわなければならない別の書類は何か」「被相続人の何歳からの原戸籍を取り寄せ、それを正確に読めるか、整理の方法は」「住所の分からない相続人の探し方を理解しているか」「相続人が行方不明の時の手続きは」「相続不動産登記の必要書類は(登記は司法書士であるが、登記の為に必要書類は行政書士のアドバイス必要)」「相続関係説明図を正確に作成できるか」「生命保険が相続財産になる場合とならない場合があるが、その相違を説明できるか」「相続の放棄と相続分の放棄があるが、その相違とそれぞれの手続きを理解しているか」「寝たきり老人の遺言はどのように進めるか」「遺言公正証書の後に自筆遺言証書を作成したが、どちらがどのように優先されるか、正確に説明できるか」「自筆遺言証書の日付が平成二十三年二月吉日としてある場合と日付が平成二十三年二月二十九日となっているものがあるが、それぞれの有効無効は」「相続放棄の熟慮期間は民法の規定では、相続人が相続の開始を知ったときから三か月以内であるが、それが全てか、判例は」「相続税の申告期限は」「遺産分割協議書の捺印が不鮮明な場合の法的効果と問題点は」

(中級)「みなし相続財産の民法と税法の相違は」「各遺産の評価方法を理解しているか。協議に使用する不動産の評価は、相続税の評価ではない。絶対に使ってはならないのは固定資産税評価額である。不動産の評価は時価で評価すべきであるが、時価には再調達原価と正味実現可能価額があるが、そのどちらを用いるべきか、その根拠を説明できるか、その評価方法は分かるか」「遺産分割協議書の作成について司法書士等と異なる行政書士の予防法務専門家としての固有の作成ノウハウを理解しているか」「外国に在住する相続人は印鑑証明の代わりにサイン証明を取ることがあるが、サイン証明より優れている方法が二つあるが何と何か」「相続税法上の相続財産と民法上の相続財産の相違は」「相続人代表を定める合理性は何か」「相続財産に加算する特別受益分の評価時期は」「遺産分割協議成立後に相続人全員合意で協議をやり直したいが、その問題点は」

(上級)「危急時遺言は裁判所に確認を求めるが裁判所の具体的確認とはどのように進められるのか、またその注意すべき点は」「遺産分割協議において遺産の評価を誤認した場合の合意の法的効果は、判例は」「自分が死んだら妻に家を与えると自筆遺言証書を作成して亡くなったが、要式を欠き遺言が無効である場合の妻の法的立場は、判例は」「相続税の概算計算ができるか(参考として概算計算し必ず税理士に相談確認するよう勧めること。税額はこれですと確定したことを言わないこと。申告書作成のアドバイスをしないで税理士を紹介)」

上記の判例等は相続に関する基礎的な知識であるが、行政書士として当然に知らなければならないものである。

8. 相続手続きを取り扱う信託銀行、他の士業との競合と実際

全国の行政書士数約4万2千人、弁護士約3万人、税理士約7万2千人、司法書士約1万9千人、公認会計士約2万3千人で、この士業登録者数合計約18万6千人強である。兼業者を除いて相続を取り扱う士業者が約10万人と仮定する。国税庁の発表で相続税の申告件数が年5万件、相続税を納める件数が年1万件である。年間死亡者数が約119万人で、持家数が2008年で3千万棟であるから、人口が1億2千万人とするとも4人に1人が持家である。従って年間の成人死亡数を百万人と仮定し、相続手続きが必要な件数は持家の死亡者と同数と見て25万件と推定する。5万件の申告件数を専門家に依頼する相続手続き件数と考えると、約20万件が相続人自分たちで手続きを行い、司法書士に登記のみを依頼して、その他の高額遺産の相続手続きは信託銀行がかなり多く取り扱っている。因みに、信託協会の発表では、昨年9月末時点での遺言信託件数は7万3千件である。しかも、中小企業の経営者の殆どは税理士に相続手続きを依頼するであろう。そのように考えると行政書士の相続業務はかなり縮小されてくる。一人平均4年に1件位であろうが、この推定も行政書士にとって甘く考えてのことである。一つの行政書士事務所が、10年間で100件の相続手続きを取り扱うことなどは、よほど手数料を低く抑えるか超人を除いてあり得ないことになる。実際、歴史ある行政書士事務所でも相続業務を専門としている行政書士は少ない。しかし、ネット上で相続手続きを宣伝している者が多く、ほとんどが登録1年から5年の行政書士である。新人行政書士の業務の獲得と業務知識について危惧の念を抱くのである。

行政書士の無料相談会を開くと相続の相談が圧倒的に多いことは事実であるが、相続の無料相談が多いことと行政書士としての相続手続き業務が多いことは別のことと考えなければならない。相続人が自分で手続きをとり事務処理の情報を収集するために無料相談を利用していると考えた方が的確かも知れない。最近の行政書士登録者の中で相続業務によって成功している行政書士はまず存在しないであろう。数少ない歴史のある一部行政書士事務所のみが相続を専門に業として成り立っているのが現実であることを知らなければならない。

9. 相続の為に弁護士、税理士とのネットワーク・・弁護士法と税理士法の壁

弁護士法27条は、非弁活動をする者との提携を禁止している。この弁護士法の規定を厳格に解釈する弁護士が多く、市民が不便を強いられている。弁護士法を遵守するために行政書士が弁護士を紹介するのであるが、弁護士にしてみればあらぬ疑いをかけられたくないのであろう。しかし、この規定は非弁活動をする者からの周旋を禁止しているのであって、弁護士法を守ろうとしている行政書士に矛先を向けることは法解釈の誤認である。日本弁護士連合会と日本行政書士会連合会との業務の紹介についての取り決めが必要と考えるのである。

さらには、税理士法は、業務提携についての規定を置いていないが、税理士会会則において税理士以外との業務提携を禁止している。会則違反は税理士法違反である。従って、税理士と顧客が直接に委任契約をして、報酬を税理士が依頼者に直接請求し、もちろん税理士と依頼者は面識があることになる。そのように、税理士の紹介も弁護士と同様に、実務では厳格に進めなければならず、依頼者が不便をすることがしばしばである。士業法は何の為に存在するのかを考えたときに、その法解釈は資格者の既得権擁護であってはならない。国民にとってどんな制度が便利で権利保護に有効かを考えるべきであろう。しかし、現実には国民の為にではなく各省庁の思惑と既得権資格者の思惑のみが優先されて制度化されている。本当の民主主義を考え、法律資格制度が国民の為にどうあるべきかを基準に法改正すべきであろう。遠い理想かも知れないがそれを信じて行政書士制度の発展を考えた

いと思うのである。士業間のネットワークについて日本行政書士会連合会と日本弁護士連合会、日本税理士会連合会との意見調整と合意が必要であろう。国民の便益を最優先して制度を運用すべきである。

10. 行政書士と弁護士の棲み分け = 相続手続きの使命の相違

弁護士は相続人の代理人としてその立場を強力に守り、公権力による解決を目指す。時には、争いを大きくして相続人間の人間関係を修復困難にまで追いやってしまうこともあるようである。弁護士の責務は依頼人の権利を最大限に守ることであるから致し方ないことなのであろう。そして、弁護士を立てることは一般的に法的喧嘩をすることを意味し我が国社会では歓迎されないことが常である。これに対して、行政書士の相続手続きは、どの相続人の味方もせず、従って協議に直接参加せず第三者として協議の場に同席し、情報の提供と意見の聴取整理を行い、協議は相続人間で直接に行う。第三者行政書士同席のもとで相続人間で自らが解決する道を探るのである。目指すことは相続人間の円満協議の成立である。勿論、こじれて合意が得られない場合もしばしばである。しかし、行政書士と相続人達で時間をかけて手間をかけて解決の糸口を探ることは、弁護士代理の相続手続きと大きく異なる結果を導き出すのである。従って、手続きが終わった後の家族間の人間関係に大きな相違が出てくる。相続手続きは、相続人全員が主張し合い、自主的に合意に至ることは重要なことであり、協議成立後の家族間の人間関係を考慮して模索しながら協議を進めることが大切なのである。そこには、行政書士と弁護士の手続きの進め方に大きな相違があり棲み分けがある。行政書士の使命と役割は、弁護士の紛争解決とは異なり協議成立後の家族間がこじれないように進めることが重要な責務であり、匠としての技である。それこそ行政書士が存在する意義である。従って、各相続人一人と面会し弁護士類似行為で相続手続きを進めることは行政書士の存在価値を自ら否定することに外ならないであろう。

11. 行政書士として成功する為に

行政書士にとって、年1千万円の収入を得られただけでは成功ではない。コンスタントに毎月安定した収入が確保されて初めて成功である。更に、固定支出は固定収入で賄われるようにならなければ成功ではない。この二つの条件を常に意識して欲しいのである。次に、行政書士成功の五つの条件を説明する。

まず第一に、業務研鑽をすること。独学で学べる基礎法律学、基礎会計学などは独学で学べばよいが、特に会計実務、医療系許認可等は独学では無理である。独学で無理なものは先輩の指導を仰ぐことと、本部研修、支部研修、任意団体研修を利用することを勧める。特に研修に参加することによって講師との面識ができ、分からないことを聞くネットワークを作ることができる。それらに参加する前に行政、ネット等で資料を集めるなどの予習をすることが必要で、ただ、ネット情報は間違いも多く、全面的に信じてはならないので注意を要する。

私的経営の行政書士実務講座の受講は講義内容が千差万別で申し込みには慎重を要する。費用の割にはほとんど参考にもならないどころか、時には誤った講義をすることで慎重を要するのである。さらに注意をすべきは先輩とコミュニケーションをとろうとして支部活動をやり過ぎ、忙しくて研鑽も仕事も儘なくなる場合がある。支部の活動はもちろん大切で参加すべきであるが、できないことはハッキリと「できません」と言うことが大切だ。そうでないと、結果的に支部の先輩の方たちにかえって迷惑をかけることにもなりかねない。

第二に、兼業等のアルバイトを持つこと。ある本によると「兼業は禁止。六か月真剣に業務を取り扱えば食えるようになる」と説明する者もいるが、その成功例を見たことがない。行政書士業務を覚えるためには時間がか

かり、顧客を獲得するにも時間がかかる。その為には生活を維持しなければならない。アルバイトは業種で選ぶより勤務時間、条件等で選ぶべきは当然で、アルバイトを気分転換と考えるのもポジティブで良いであろう。

第三に、自宅兼用事務所ではなく、数が少なく探すのに苦労するが外部の共同事務所等を考えるのも一案である。女性の場合は、でき得れば自宅でなく外部がお勧めである。行政書士は応招義務があり、正当な理由が無ければ仕事を断ることはできない。従って怪しげな相談者も自宅に入れなければならず、時として危険を伴う。共同事務所、合同事務所のメリットは選択肢の一つで、特に共同事務所は先輩に仕事を聞けて効率的であろう。

第四に、営業を徹底し、名刺を配りまくることである。筆者は「名刺一万枚作戦」と名付けている。どれだけ多くの人と巡り会ったかが勝負である。飛び込みと言うと品がない。挨拶廻りと言い換えれば品が良くなる。だから品良く挨拶廻りをして欲しいと願うのである。名刺配りで気おくれしない為にも挨拶廻りをやってみて欲しいと思う。しかし、ある本によると「行政書士に飛び込みは無用だ」と。しかも「自分も100件の飛び込みをしたが、効果がなかった」と説明する。それは大きな誤認である。挨拶廻りは顧客を取るためではなく、紹介された顧客を逃がさない為、かつ会合で名刺を配ることに臆さないための訓練である。そんな中でたまたま、挨拶廻りがヒットするときもあるから止められなくなるのである。但し、挨拶廻りは100件では全く意味がないであろう。ビジネス営業を知らない発言である。

顧客は待つのではなく、顧客を求めて攻める(挨拶に廻る)ことが大切なのである。待つ商法を「蜘蛛の巣商法」、攻める商法を「ミツバチ商法」と言う。行政書士はミツバチ商法でなくてはならない。

第五に、ターゲットは一般市民より中小企業の社長であることを知るべきである。企業は利益を得るためには資金を使う。行政書士の仕事は利益を生む為に必要なこと(許認可など)が多い。「市民には社会貢献で接し、儲けは企業から」を合言葉としたい。因みに、筆者は内容証明の作成の多くをボランティアで行ってきた。

成功の条件は、業務知識、弛まぬ営業、事務所の三つがキーワードである。行政書士の成功は特別の能力ではなく本物の努力とやる気である。ただ、弁護士の真似事はやめて、代書人行政書士としての誇りを持って成功街道をまっしぐらに突っ走って欲しい。筆者は行政書士に成りたくて成り、本業で他の道を考えてことがない。とても素晴らしい道と思うのであるが、最近は登録して短い間に廃業してしまう者が多く、悲しいことである。

12. おわりに

本部が発行した業際マニュアルは、市民法務部の労力と汗で発刊したものである。しかし、業際のグレーゾーンを記載してあるので自己責任で業務を行うように注記してある。市民法務部の方針は、行政書士制度改革の戦略が絡むことからそれで良いと考える。従って、業際マニュアルは、参考に留めることとして、日々の業務では弁護士法を厳格に解釈して行わないと、こんなはずではなかったと後悔することになる。本稿は、細心の注意を払って行政書士の防衛も考えての理論展開である。日常の業務においても常に証拠を残して業務をこなし、身を守ることは自らが努力をしなければならない。本項に書いた方法での相続手続きで十分に仕事を熟すことができるので、相続手続きにおける、行政書士の役割使命を理解して、自信を持って業務を受託して欲しいと願う。

(筆者は、行政書士業歴30余年、実践女子大学大学院人間社会研究科兼任教員を務める)

(参考資料) 相続手続業務委託書のサンプル

次に委託書の様式を掲載したので参考にして欲しい。この委託書の取り決めは、争訟性の有る法律事務を受任したのではないことの証として、行政書士の防衛の為に作成するのである。委任状は、代理権を授与する法律行為であるから争訟性のある法律事務を受任したことになるため絶対にもらってはならない。例えば書類作成代理人(理論矛盾用語)としての委任状であっても同じことである。遺産分割協議の代理はあくまでも法律行為であるから非弁活動になる。この委託書は、紛争中の相続手続きをも想定しているので、色々な相続事件に使用できるであろう。遺産分割協議は、分割がすでに決まっていなくても法的には全て「争訟性のある法律事務」である。しかし、この書式を使用し本稿の解説のように業務を進めれば、事実行為としての書類の作成を行うための受託であるから、行政書士は問題なく相続手続き業務を進められるのである。

次に、委託書の運用についての注意事項を述べる。

1. 各相続人から委託書に実印で捺印をもらう。委託する意思の確認の為に署名実印が大きな効果をもたらす。
2. 相続人代表が決まらない間は、初めに相談に来所した相続人を介して各相続人に連絡を取るようする。
3. 行政書士が訪問して相続人から委託書に捺印をもらうのではなく郵送によることが原則であるが、窓口になってくれている相続人(代表)に依頼して捺印をもらうことも良いであろう。個々の相続人と面会をしないことは、各相続人と折衝をしたと誤解されない為である。
4. 行政書士は、各相続人と直接連絡をしないようにするが、仮に一人の相続人が訪ねてきてしまったときは応対して話を聞くべきである。あまり拘子定規に物事を考えるのではなくサービス業としての意識も大切である。
5. 別の約定を必要とする場合は、相続人間及び各相続人と行政書士との間も必ず文書で約定する。
6. 特に報酬の支払い等は委託書に記載してある通りでない場合も多いので約定書で別に定める。
7. 委託書に記載のある事項と異なるときは委託書の異なる部分を線で消し訂正印を押し、別に約定書を作る。
この委託書を用いて実際に相続業務を受託すると、行政書士が紛争の中に巻き込まれず、まことに便利であることに気付くであろう。また、弁護士を代理人に立てて争うのとは異なって十分な対話があり、協議成立後においても家族、兄弟間のプラスになる。行政書士とは、本当に良い仕事である。
8. 協議を急がすのではなく、かけるべき時間はかけて家族間で遺恨を残さないことを常に注意し、円満に努めることが行政書士としての責務である。
9. 相続人が一堂に会し協議を進めることの重要性を相続人に説明することが大切である。

(参考様式)

相続手続業務委託書

受託人 氏名 行政書士 ○ ○ ○ ○
事務所 東京都中野区弥生町三丁目 24 番 11 号

私は、上記の者に下記の業務を委託致します。

- 1、亡○○○○の相続手続に関する次の資料の収集
 - イ、被相続人○○○○原戸籍、閉鎖住民票等（省略の無いもの）
 - ロ、各相続人の戸籍謄本、住民票謄本（省略の無いもの）
 - ハ、銀行の払出し帳票類、生命保険支払請求書類
 - ニ、その他必要な資料
- 2、相続財産の調査及び概算評価
- 3、相続関係説明図及び遺産分割協議書の作成
- 4、遺産分割協議書の作成の為に各相続人の主張聴取と整理
- 5、本件相続手続に関する相談（遺産分割協議書等に関する意見の提示を含む）
- 6、その他、上記各号に付帯する一切の件
- 7、委託契約上の条件
 - イ、遺産分割協議は相続人間において行い、受託人は関与しない。但し、参考意見について遺産分割協議書作成に必要な範囲で意見を述べ、又、各相続人の主張を当該範囲で聴取することができる。
 - ロ、協議の場所については受託人の承諾を得て行政書士事務所を原則として使用することができる。
 - ハ、協議は、相続人全員が行政書士事務所に参集して協議を行うことを原則とする。
 - ニ、各相続人間で相続人代表を定める。相続人代表の事務範囲は相続人間で別に定める。
 - ホ、受託人は、各相続人の誰の代理人でもなく連絡は原則として相続人代表を通じて連絡する。
 - ヘ、受託人は、相続人の誰の味方もせず第三者として中立の立場で遺産分割協議書作成業務を行う。
 - ト、受託人は、遺産分割協議書作成について相続人から質問があるときはいつでも相談を受ける。
 - チ、受託人は、仲裁行為又は仲裁と誤認される行為並びに法律の鑑定等を一切行わない。
 - リ、本業務の受託報酬は金○○万円とし、委託時に着手金として金○○万円を相続人代表が立て替え支払い、遺産分割協議書捺印時に残金を支払う。
 - ヌ、報酬について、各相続人（委託者）は、当該取得相続分に応じて案分した金額を支払う。
 - ル、上記報酬の支払いについて、各相続人は連帯して受託人に対して責任を負う。
 - ヲ、その他詳細について書面により別途約定する。
 - ワ、本委託書に記載されている業務であっても、行政書士業務外は除くものとする。

平成 24 年 12 月○○日

(被相続人○○○○ 平成○○年○月○日死亡 死亡時住所地 東京都中野区)

委託人 住所
(相続人)

氏名

印